

昭和三十一年二月二十一日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事小川 平二君 理事始関 伊平君

理事中村 幸八君 理事早稲田 柳右馬君

理事板川 正吾君 理事久保田 豊君

理事中村 重光君

内田 常雄君 浦野 幸男君

小笠 公昭君 小沢 辰男君

岡崎 英城君 神田 博君

菅野和太郎君 佐々木秀世君

田中 龍夫君 田中 六助君

中川 俊思君 野見山清造君

長谷川四郎君 南 好雄君

村上 勇君 大村 邦夫君

加賀田 進君 沢田 政治君

島口重次郎君 橋 兼次郎君

藤田 高敏君 麻生 良方君

伊藤卯四郎君 佐々木良作君

加藤 進君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員

公正取引委員長 渡邊喜久造君

委員長 渡邊喜久造君

總理府事務官 (経済企画庁調 高島 節男君

整局長) 通商産業政務次 田中 榮一君

官 通商産業事務官 加藤 梯次君

(鉱山局長) 通商産業事務官 宮本 悌君

(公益事業局長) 委員外の出席者

議員 神田 博君

議 員 春日 一幸君
専 門 員 渡邊 一俊君

二月二十一日

委員伊藤卯四郎君辭任につき、その補欠として佐々木良作君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

第一類第九号 商工委員会會議録第十一号 昭和三十一年二月二十一日

第一類第九号 商工委員会會議録第十一号 昭和三十一年二月二十一日

第一類第九号 商工委員会會議録第十一号 昭和三十一年二月二十一日

第一章 總則(第一条—第六条)

第二章 一般消費者の保護(第七—第十六条)

第三章 行政機関及び消費者団体(第十七条—第十八条)

第四章 消費者保護政策審議会(第十九条—第二十四条)

附則

この将来の理想像は全国民の中間階級化と福祉國家の実現にあり、このためには経済活動の究極の目標を国民の消費生活を充実することに置くべきである。健康で文化的な生活を営むことは国民の権利であり、これを確保することは、国の責務である。

しかるに、現状をみると、国民の個人消費量は、国民経済の消費総量の過半を占め、経済活動の基盤となつてゐるにもかかわらず、国民の消費生活に対する国の施策は、きわめて不十分な状態である。これに就いて、最近の技術革新を伴う国民経済の成長と発展は、生産及び販売の面と消費者の面との間において時間的、地理的の距離を拡大するとともに、商品と役務の種類をますます増大する傾向にある。

このような事態に対処して、国民の消費生活の利益を確保し、消費者の権利を擁護し、国民経済の成長発展に即応する消費生活の安定向上を図り、もつて国民生活の向上に寄与することは、われら国民の解決しなければならぬ課題である。

ここに、経済活動の分野において占める消費生活の向かうべき新たなみちを明らかにし消費者保護に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 總則

(政策の目標)

第一条 国民の消費生活に関する国の政策の目標は、国民生活において占める消費生活の重要性にかんがみ、国民の日常生活の用に供される商品及び役務について、その事業者の側においても適切な改善がなされることを考慮しつつ一般消費者の利益の増進をもたらしうにすることにより、国民経済の成長発展に即応する消費生活の安定向上を図り、もつて国民生活の向上に寄与することにあるものとする。

(国の施策)

第二条 国は、前条の目標を達成するため、国民の消費生活につき、次の各号に掲げる事項に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 商品及び役務について適正な価格の維持を図ること。

二 商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図ること。

三 商品及び役務について、品質、規格その他の内容に関する適正な表示の実施の確保を図ること。

四 商品及び役務について、生命、身体及び財産に対し及ぼすおそれのある危害の防止を図ること。

五 商品について標準化の促進を図ること。

六 国民普及型商品の普及等を図ること。

七 一般消費者に対する長期金融の制度の整備等を図ること。

八 一般消費者の取引における不利益の救済を図ること。

九 消費者保護のための消費者教育及び広報活動の拡充強化を図ること。

十 一般消費者の意見の国の施策への反映を図ること。

2 国は、一般消費者の利益を確保するため、前項に規定する施策を講ずるほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定の趣旨に基づいて適切な施策を講じなければならない。

(地方公共団体の施策)

第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第四条 政府は、第二条の施策を実施するため必要な法政上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(調査)

第五条 政府は、消費者保護政策審

議

員

神田 博君

渡邊 一俊君

春日 一幸君

渡邊 喜久造君

高島 節男君

田中 榮一君

加藤 梯次君

宮本 悌君

神田 博君

渡邊 一俊君

春日 一幸君

渡邊 喜久造君

高島 節男君

田中 榮一君

加藤 梯次君

宮本 悌君

神田 博君

議会の意見をきいて、定期的に、国民の消費生活の実態を明らかにするため必要な調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

(年次報告等)

第六条 政府は、毎年、国会に、国民の消費生活の動向及び政府が一般消費者の保護を図るために講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、消費者保護政策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る国民の消費生活の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 一般消費者の保護 (適正な価格の維持)

第七条 国は、国民の消費生活の安定を図るため、国民の日常生活に直結した特に重要度の高い商品及び役務について、流通機構の整備を図ること等により適正な価格が維持されるように必要な施策を講じなければならない。

(計量の適正化)

第八条 国は、一般消費者が事業者との間の取引に際し不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について、適正な計量の実施を確保するために必要な施策を講じなければならない。

(表示の適正化)

第九条 国は、一般消費者が商品又は役務につきその購入等をするに当たってその品質、規格その他の内容を的確に判断し、その選択を誤ることがないようにするため、

商品及び役務について、品質、規格その他の内容に關し、表示の基準を定め、適正な表示の実施の確保を図るとともに、虚偽又は誇大な広告を規制する等必要な施策を講じなければならない。

(消費生活における危害の防止)

第十条 国は、国民の消費生活において商品及び役務が生命、身体及び財産に対し及ぼすおそれのある危害を防止するため、商品及び役務につき保健衛生上の危害防止の基準を定め、その安全の確保を図る等必要な施策を講じなければならない。

(標準化)

第十一条 国は、国民の消費の合理化を図るため、商品について、適正かつ合理的な標準を定め、これを普及するために必要な施策を講じなければならない。

(国民普及型商品の普及等)

第十二条 国は、国民の消費生活の向上を図るため、一定の規格を有する耐久消費財たる商品について、一般消費者が良質かつ低廉な価格のものを使用することができるよう、当該商品の生産及び販売について助成を図りこれを普及する等必要な施策を講じなければならない。

2 国は、一般消費者が前項の耐久消費財たる商品を使用するに当たってその効用を全うすることができるよう一般消費者の求めがあつた場合にはこれに應じて、当該商品の生産者又は販売者においてその修理、部品交換等がなされるようにするために必要な施策を講じなければならない。

講じなければならない。

(消費資金の融通の適正円滑化)

第十三条 国は、一般消費者に対する資金の融通の適正円滑化を図るため、一般消費者に対する長期金融の制度を整備する等必要な施策を講じなければならない。

(不利益の救済)

第十四条 国は、一般消費者が事業者との間の取引において不利益を受けた場合においてこれを救済するため、適切な苦情処理の方法等につき必要な施策を講ずるようにななければならない。

(消費者保護のための消費者教育及び広報活動)

第十五条 国は、消費者保護のための消費者教育を徹底し、並びに消費者保護のための商品及び役務に関する情報の提供その他の広報活動を拡充強化するために必要な施策を講じなければならない。

(一般消費者の意見の国の施策への反映)

第十六条 国は、一般消費者の意見を国の施策に反映させるため、これに必要な機構を整備するとともに、消費者団体の自主的活動を指導助成するために必要な施策を講じなければならない。

第三章 行政機関及び消費者団体

(消費者保護行政に關する組織の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第二条又は第三条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(消費者団体の整備)

第十八条 国は、一般消費者が協力して消費生活の安定及び向上を図ることができるよう、消費者団体の整備につき必要な施策を講じなければならない。

第四章 消費者保護政策審議会

(設置)

第十九条 総理府に、附屬機關として、消費者保護政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第二十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ

(組織)

第二十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十三条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第二十四条 審議会の庶務は、経済企画庁長官官房において処理する。

(委任規定)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中小企業政策審議会の項の次に次のように加える。

消費者保護政策審議会

消費者基本法(昭和三十一年法律第号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

理由

3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表中国民生活向上対策審議会の項を削る。

国民生活において占める消費生活の重要性にかんがみ、国民経済の成長発展に即応する消費生活の安定向

上を図るため、経済活動の分野において占める消費生活の向かうべき新たな面を明らかにし、消費者保護に関する政策の目標を示す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○春日議員 たいま議題に供せられました消費者基本法案の提案理由を説明いたします。

本案の冒頭に述べましたように、国民の個人消費、すなわち年間の国民所得を支出面で分析いたしますと、そのうちで個人消費支出の大きさは、全体の過半を占めており、経済活動の基盤となっております。しかるに、現在の国の経済政策は生産と流通本位で、国民の消費についての施策はなほだしく立ちおくれおるのであります。

しかも最近、技術革新の進展に伴って生産力は増大し、かつ国民の消費購買力も増大して、いわゆる大量消費の時代、流通革命の時代に入りまして、商品とサービスの種類はますます多くなりました。かつまた、大企業が生産と流通部門に強く進出してまいりまして、消費者は王さまという美名のもとに、実は国民の消費生活が大企業本位の経済機構に完全に巻き込まれるに至っております。

申すまでもなく、国民は毎日の日常生活で、すべて消費者であります。したがって、国民の日常消費についての国の施策を充実し、確立することは、国の主権者である国民の消費を充実し向上するという国の施策の当然の義務を履行するものであります。この意味において、本案は、国民の

消費生活の向かうべき新たな道を明らかにし、消費保護と充実についての政策の基本を定めるものであります。

本案は、たいま申し述べましたような趣旨を明らかにした前文と、法の正文で構成されております。

法の正文は、第一章総則、第二章一般消費者の保護、第三章行政機関及び消費者団体、第四章消費者保護政策審議会の四章よりなっております。

第一章総則の第一条、政策の目標として、本案にいう国民の消費生活に関する国の政策目標は、国民の日常生活の用に供される商品とサービスについてである旨を明らかにしました。すなわち、本案は、特殊な高級消費、浪費、ぜいたくの購入までも政策の対象とするものではありません。あくまでも国民の日常消費のみを対象とするものであります。

第二条で、国の施策の基本は何であるか、十項目に分けて明らかにしました。この内容は、第二章で各条ごとに具体的に規定することにしたいたしました。かつまた独禁法で指定いたします不当行為、不正行為についても、本案は施策の範囲といたしております。地方公共団体も国の施策に準じて施策を実施することとしたしまして、政府は実施に必要な法制、金融と財政上の措置をとるものであります。

第二章では、価格、計量、商品の表示、危害の防止、標準化の各条項を定めて、商品サービスが持つ本来の要素についての基本政策を定めました。

本案の特長とするところは、それらの条項に続く第十二条、国民普及型商品、第十三条、消費者金融、第十四条、不利益の救済、第十五条、消費者

教育と広報活動、第十六条消費者の意見の国の施策への反映の各条項であります。すなわち、第二章第七条、価格より、第十一条、標準化までが、商品サービスが本来的に持つ要素についての基本規定であるのに対して、第十二条から第十六条までは、積極的に国民の日常消費を充実し向上するための基本規定であります。

第十二条、国民普及型商品とは、家庭電気器具や大型家具類などのような耐久消費財をより多くの国民の家庭に安い価格で供給する趨勢をつくるための施策であります。いまやこれらの商品は、大企業が大量生産し、誇大な宣伝のもとに販売しておりますが、毎年のように新製品を販売して、新型なるがゆえに価格引き下げをなかなかやらないという営業方針をとっておりますのであります。これに対して、本案では、国民普及型商品を指定した耐久消費財商品について法定して、これを安い価格で大量供給する制度を確立するものであります。なお、これらの普及型については、企業側がアフターサービスの義務を負うこととしたしております。

消費者金融、不利益救済、消費者教育、消費者の意見については、それぞれ条項を御参照願います。

第三章は、第十七条、消費者保護行政について独自の行政組織を確立すること、第十八条、消費者団体を育成し整備する規定であります。

第四章は、消費者保護政策審議会でありまして、特に総理府に設置して行政機関に諮問せしめ、これの答申を得、調査審議する民主的な諮問機関といたしております。

以上が本案の概要であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。提案説明を終わります。

○二階堂委員長 以上で説明は終わりました。本案についての質疑は後日に譲ることにいたします。

○二階堂委員長 次に、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 次いで、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査を進めます。

うなことになるっておるのじゃないかと思つたのですが、これはあとで資料として出していただいて検討してみたいと思うのです。

それから第二は、國際契約の届け出が七百八件にのぼっておる、前年に比較して二倍強の増加となつておる、今後自由化に伴つてこの業務がさう重要になる、こういう報告がございます、これは独禁法六条によつて、國際契約を結んだ場合には口頭であらうと

も文書であらうとも、文書をもって公取に届け出を出せ、こういうことになつておると思ひます。そこで、この七百八件の国際契約というのは、報告は書面ですが、実際に口頭で結ばれたものはこの中にどのくらいありますか。

○渡邊(警)政府委員 口頭で結ばれ届け出がされたという事案はほとんどないんじゃないか、いま係の者がおりませんので正確なことは言えませんが、ほとんどないというふうに承知しております。

○板川委員 国際契約で、届け出がありまして、それを見てこれは不当な取引制限ではないか、こういうような案件はあつたかないか、あつたらどの程度か。

○渡邊(警)政府委員 現在のところ、届け出のあつた国際契約につきまして、これが独禁法違反であるという点で問題に取り上げた事案はございません。

○板川委員 これはこの前中村君が聞いたかどうか知りませんが、合併に独禁法が非常に障害になつておる、こういう批判を受けるわけです。今度出されておる特定産業振興法なども、当初のうちは、企業合併に独禁法が障害になつておる、こういうことで特定産業振興法というものを用意したのでありますが、この合併については独禁法が特別障害になつておる問題は一つもない。これは通産側からいわれると、事前に一応こういうケースはどうだろうかと一応内意を伺つて、公取では、それは全然だめだ、それは出してみれば検討してみようというので、事前審査といひますか、それでだめなやつは断わるということだったが、それは

全体でどのくらいの件数、割合ですか。多いのですか。

○渡邊(警)政府委員 公取の立場としますと、あまり事前にものを言うというのはいさよといひかかと思つたのですが、しかし相談がありつた場合に「アメリカなどでは、出してみる、そしておれたちがやるんだというような態度をとつておるような話も聞きますけれども、はつきりこれは無理だ」というのがあれば、これは一応委員会としての正式な意見ではないけれども、いう程度の条件で話をすることはあるわけですが、過去におきまして、私の聞いております範囲におきましては、この間もちょっと申し上げましたが、帝国製麻と中央繊維ですが、あれが現在は合併になりましたが、あの数年前にやはり同じような話がありまして、そのときにおきましては、まだ繊維の事情などが、だいたい麻の持つてゐる地位が独自のものであつたというので、現在の段階においてこれが合併しますと、少なくとも麻に関する限りにおいてほとんど一〇〇%近い市場占有率になる、これは無理だという話をし、そのときは一応会社のほうとしても合併の届け出はしなかつた。その後繊維事情がずいぶん変わつて、麻の事情が変わつてきたというのでまた話が再燃し、われわれのほうとしてもそれは別に排除措置をとらなかつた、こういう事例は一つ聞いておりますが、それ以外におきましては、会社のほうもそのつもりで考へて、あまり無理なものを持つてくるつもりがないゆゑと思ひますが、過去においてそうした事例はないと聞いております。

○板川委員 独占禁止法上特に問題に

なるような合併は一件もなかつた、こういう報告があるが、それは口頭で相談に行つたときに断られるのだ、こういう説明もあつたわけでありまして、しかしそれはいま言ったように、十年近く前に二、三件あつたという程度であつて、そういう事例はそうたくさんあつたものじゃない、こういうことで、そうすると、特に独禁法がいまの合併に大きな障害にはなつてなかつたということになると思ひます。それはそれでけっこうです。

次に、不当景品不當表示防止法の運用について報告が出ております。またこれに排除命令を出した資料も出されております。今度の法案ではこの不当景品不當表示防止法を担当する職員を若干ふやすという提案理由になつておるわけです。不当景品不當表示防止法で九件排除命令が出ましたけれども、その排除命令を出された対象、相手方は、地域的にはどういふところが多いですか。

○渡邊(警)政府委員 不当表示について、この報告で三十八年の一月一日から十二月三十一日まで、これは七件ですが、その後何件かありまして、現在までに排除命令を出しましたのは十二件ございますが、その十二件はいずれも土地の売り出し広告といひますか、これに関するものでありまして、地域としては、東京を取り巻いてゐるその周辺地域といふものでござい

ます。

○板川委員 この十二件のうちに、横浜が一件で、あとは全部東京ですね。そうすると、こういう土地の不当表示ですか、誇大広告といふのは都市が中心だから、東京都が中心になることも

やむを得ないと思ふのですが、しかし同様のものはやはり大阪なり名古屋なり、そういう六大都市にもあると思ふのです。しかしそういう地域にはなく、東京だけでやられておるといふのは、東京以外の主として六大都市といふところでは不当表示防止といふのが実は完全な形でなされてないんじゃないか。たまたま東京は公取の本部があるし、いろいろ目につきやすいというだけで、地域によって不当表示の防止法に対する運用が十分じゃないんじゃないですか。この点どうお考えですか。

○渡邊(警)政府委員 過去においてのことにつきましては、御承知のように大阪、名古屋等に地方事務所もござい

ますが、手も少ないことで、問題になつた事件がないといふことが、即ちそういう事実が全然なかつたといふことを意味するものとは私としても思つておりません。その意味におきまして、特に宅地の売買につきましては、買手も非常に迷惑する事実もござい

ますので、現在打ちました手の一つは、この法律の規定によつて公正取引協議会をつくることのできることになつておりますが、東京にまず協議会ができました。同じような意味におきまして、関西におきましても、大阪を中心とした近畿においてやはり取引協議会をつくる。公正競争規約をつくり、同時にそれを実行するための機関として協議会ができております。もちろんアウトサイダーもあるわけですし、問題はアウトサイダーに多いわけですから、したがひまして三十九年度の対策としては、東京はもちろんやりますが、同時にその他の地方におきましても同

じ問題のあることをおそれまして、モニター制度といひますか、単に職員だけであつて、一応嘱託的な人に、これはもうほんとうに問題を提起してもらふというだけであつて、こうなんですか、こういうような妙な広告があるぞといふ問題を提起していただいて、それをわれわれのほうとしては審査の対象にする。そして要すれば排除命令を行なう。現在名古屋にはまだ公正取引協議会といふのはできておりませんが、まあ問題になるのは大都市が中心だと思ひますが、東京、それから大阪中心には一応布石が打つてまゐるので、漸次これをもつと広げていきたい、同時にモニター制度を活用していきたい、こういうことによりまして、単に従来の東京中心でやつていたそうした措置をもう少し広く広げていきたい、そのために必要な予算は今度の予算案の中に盛り込んでおりますので、相当の効果をあげ得るのじゃないかと思つております。

○板川委員 全国で登録された土地建物のあるせん業者といふのはどのくらいありますか。

○渡邊(警)政府委員 非常に恐縮ですが、御承知のように全国登録とか府県登録とかいろいろございまして、いまその数字を私のほうで持つておりません。

○板川委員 その中で、東京、大阪で公取の運用に協力しようという団体、それからまたそれに参加してないいわゆるアウトサイダー、これとの割合はどうかなと思つたのですが、それはたしか問題じゃないから答弁しなくていいが、しかしこの不当表示防止法といふのは実は東京中心によつて

行なわれているだけであって、大都市を中心とした全国的傾向があるのに、十分な運用がなされてないじゃないか、今回これは、取引課ですか、三名ほどふえるけれども、三名ふえる程度で一体できるのか、あるいは名古屋、大阪の地方事務所というものを、もっとそういう面における人員の強化をはからなくちゃならないんじゃないか、今度の場合には公取本部の中で三名ばかりふえる、こういう形だけなら、十分じゃないじゃないかと思うのです。

それはまた総務長官にあとで何うとしまして、次に、小売り業の価格表示で、特に観光みやげものの不当表示というのがまだ日本に多いんじゃないかと思う。これは一例であります、別府からザボンづけとかなんとかいうものを送られた。大きなかごに山盛りザボンづけがあるように表面はなっておる。ところがそれを見てみたら、山盛りになっておるのは上皮の一枚だけで、中は新聞紙が山のように入ってあって、中身は実は山盛りじゃなかった。表面一皮だけだった。これは買う者からいえば、山盛り二百円か三百円か知りませんが、案外安いなと思って買ったのじゃないだろうか。ところが実はそういうように誤認しやすいような状態にしておいて、中は新聞紙が山とあって、その上に一枚並んでおるだけだ。こういうような例もあります。そういう不当表示的なもので、その場だけ一時的にお客さんをごまかしておこうというものは、大体が後進国の通弊です。こういうものが許されているということは、それだけその国の文化的な尺度が非常に低いということにもなるのじゃないかと思う。

特にことしはオリンピック等がありましてから外來者がたくさんある。そういう、ことばも十分ではない、事情もよくわからないという人のためのことを考えると、みやげ品についてはとにかく不当表示のないように、公取で目を光らさなくちゃいけないと思うのです。その点はどういうような監視の仕事をやっておられますか。

○渡邊(警)政府委員 みやげ品の表示につきましては、私のほうもいろいろな立場で検討しております。お話しのように実体と、見せかけといえますが外観とが非常に離れているようなみやげ品がかなりあります。しかしどうも買い手のほうにも二つの心理があるように思います。一つは、自分のうちへ持って帰って食べるのだったら、これは中身本位ですが、しかし近所へおみやげに配るとかやるとかいうことになると、やはりある程度上底があることを承知でも、あまりみつともない箱よりは少しかっこをつけた箱のほうがいいんじゃないかといったような心理もあるんじゃないか。これはわかりませんが、そういうような問題もあるものですから、これは要するに、観光の関係の府県なり市なりの意見もいろいろ聞いているのですが、確かに外国人相手というのを考えますと、非常に変なやり方だと思っております。しかし、さてどこまで一がいにこれがやれるかという点になりますと、現状から見まして、かなり全国的に一般的になっておる問題でございますので、この間栃木県の協力を得ましてある程度調べてみました。どの程度をもって不当表示とするか、どの程度までは許容すべきかという点について

は、結論を出すまでにはもう少し慎重に考えてみる必要があるのではないかと、かように考えております。

○板川委員 箱があれば底がありませんから、底があるのはいくらでも、上げ底があるというものは、上げ底をやって、そういう行為を行なって利益を受けるのはだれかといえば、それを売る人であって、買うほうの人が上げ底を喜んで買うということじゃないかと思うのです。それはなるほどおみやげにやるときはいいが、いいほうがいって思っていることがあってもいいかもしれませんけれども、しかしもらったほうは、たいへんりっぱに見えたけれども、底が半分ぐらい上がついてたということになるわけでありまして、だからそういう上げ底をある程度歓迎するようないきなりあるといたって、それは一般的に通用しないのであって、不正な手段で顧客を自分のほうに引っぱるのと同じで、独禁法の違反行為になるのではないかと考えるのです。だから私は、公取委員長は、上げ底期待論というのですか、上げ底もある程度いいんじゃないかというようにしないで、常識的にこういうものを取り締まっていこうという指導すべきではないかと思うのです。

○渡邊(警)政府委員 上げ底がいんじゃないかというところまで私が言っているわけじゃないのでありまして、結局売り手と買い手の取引なんですから、その場合には、やはり上げ底を承知で買っていく人もあるんじゃないでしょうかというように——という意味は、もちろん自分のうちで使うなら、これは実質本位で考えるでしょうが、一応隣近所へ多少あいさつしなければ

ならぬ、といって大きな金を出せない、といってあまり小さな金のも困るといったようなことで、これは業者が言っていることをただお伝えするだけなんです、そういうことも全然意味がないことでもないかなというように、もちろん極端な場合がずいぶんありますから、こういった事例について、どの程度の範囲までは許せるか、どの程度以上は許せないというふうに考えるか、この辺が非常にむずかしい問題でございますので、特に観光地におけるみやげ品の問題につきましては、われわれとしても調査を開始しておりますが、現在やっております調査は栃木県だけの問題でございますので、もう少し調べてみたい、こう考えております。

○板川委員 上げ底の場合には、どの程度までいいとか悪いとかいう線はなかなか引くわけにいかないでしょう。だからこれは何とかにも三分の理屈があるのと同じように、上げ底で相手に期待を持たせるという気持ちを利用して商売をしようという人もあるかもしれない、しかし上げ底でごまかして物を売るような商習慣というのは、どうも後進国に多いようです。池田さんは日本は世界の大国というのですから、そういう上げ底で物を売るような商習慣はなくすように、公取として今後指導を強化してもらいたいと思っております。

名ばかりふえましたが、その分で若干ふえるのはわかります。しかし人件費以外では、公取の活動費といいたうか、これは前回と比べてどの程度の差がありますか。

○渡邊(警)政府委員 業務執行費についてみますと、前年度予算が千二百四十八万、本年度が千五百四十八万ですから三百万円ほどふえています。割合にして二割程度——千二百万円ですから、二割何分かふえている、こういう状態でございます。

○板川委員 前年よりも三百萬——三百萬というところ、これは三兆何千億の予算の上からいうとまことに微々たる増加です、率は別として金額としては、三百萬なら、ちょっとした公団の総裁の退職金の三分の一くらいですな。もうちょっとふやして、たとえばいま地方事務所が札幌にできたと言いました、札幌と東京と名古屋と大阪と九州で、東北や北陸や中国や四国、こういう地域では全然公取の地方的な事務所がない。そうすると、これは東京を中心として各地で担当しておるでしょうが、こんな程度でいま国民から期待をされている公取の活動というものが全国的に行ない得るのですか。

○渡邊(警)政府委員 これはもう板川委員よく御存じだと思いますが、公取の経費は、人件費以外も、人に伴う経費というのが大部分でありまして、旅費でありますとか、そういうふうなものかなり大きなウェイトを占めております。そのほかに、昨年度まで何回か要求したのですが、モニターの制度というものが予算的に認められなかったやつを、とにかく今度は、一応額はたいたことはありますが、とりあえ

出席しております。

○板川委員　公取委員長、いまの当初要求の人員配置の点、メモでけっこうですから、あとで出してください。

それでは企画庁にお伺いいたします

が、企画庁で、例の物価問題懇談会で

物価抑制政策について答申を求められ、大来私案なるものが出、それが中山答申となって、その後物価抑制政策というのを政府としてはどういう方針をとられたのですか。

○高島政府委員 去年の暮れに物価問題懇談会の答申が出ましたことは、い

ま板川先生のお話のとおりでございます。政府といたしましては、その後年末から年始にかけまして、関係各省委でその答申の趣旨をこまかに検討をいたしまして、どういう実行の方向を出すかということについて、約十四ほどの項目に分けまして、それぞれに対しての方向を出していこうということとで臨みましたわけでございます。時期を国会の開会前とすることゝで努力を

いでもとめたる結果、およそのライ
ンが現在のところ決定いたしてござい
ますが、その項目十四についてごまか
し上げますとかえって混乱いたしま
すから、大ざっぱに申しまして、今回
の三十九年度の予算において、物価上
の問題である、たとえば中小企業や農業
のような低生産性部門に対して資金を
集中的につけていかなければいかぬと

い、かなり問題はありますが、いかに流通機構の改善としまして総合食料品市場を設けていくといったような問題、そういうような問題は予算として、予算折衝の過程においておのずから解決いたしてまいりまして、具体的な答えとなつてまいったわけでございます。

一つ大きな問題になりましたのが公共料金の関係でございまして、公共料金につきましてもいろいろと議論をいたしました。結局公共料金については、これに準ずる政府の規制し得るものを含めまして、十二月末、一カ年間でストップするという原則を閣議において確立いたして、決定いたしましたことが一つの大きな特徴であるかと思ひます。

そのほか、予算と関係なしに、一般的に競争原理を大いに導入していこうという観点から、たゞいまお話しにありました公正取引委員会をはじめとしまして、そのほか各産業行政においても、関税や輸入制限等の問題でも、できるだけ多く入れて物を安くする方向を出していくという感覚のことを織り込んで、答申を打ち出しましたわけであります。関税や輸入制限の問題は、それぞれ外貨予算あるいは関税政策の具体的な問題として出すという段階にございまして。

○板川委員 政府は経済企画庁を中心に、物価問題と真剣に取り組まざるを得なくなつた。それで、いままでは経済企画庁長官は、かつては迫水長官です。国会で経済報告をして、日本の物価は世界一安定しているから心配はない、所得増進計画の当初の年、心配ないという大みえを切つた。ところが、心配ないと言つた翌年、三十六年です。消費者物価は一・一%しか上がらぬ、こういうことを言つておりながら、六・何%近く上がりました。三十七年は二・八%しか上がらぬというのが、やはり六%をこえた。三十八年度は二・八%——ことは、そういう三回もうそれを言ってきたんだから、と

てもそういうわけにいかないというので、四・何%値上がりせざるを得ない、しかし、これは希望的な数字で、あるいはこれよりよい上がるかもしれない、こういうような気持ちさえ、経済企画庁長官はある委員会で答弁しておつたと思うのです。この物価を抑制するということは、政府もそういう意味では真剣に取り組まざるを得ない。その物価抑制政策の十四項目の中で、公取に關係ある項目は幾つありますか。

○高島政府委員 物価安定のために、独禁法の施行が非常に大きな役割を担つてまいります。消費者物価問題に限らず、卸売物価もひいては消費者物価へつながつてまいりますし、また安定した利潤、労働あるいは価格といった三者のバランスのとれた配分をねらいます意味で、公正取引委員会には非常に大きな役割をしようとしていたでございまして、項目としていま十四をざつと見てまいりますと、一つは——ちよつと分類の仕方が不手ぎわかもしれませんが、関税問題等をあげておきます項目の中で、価格が硬直的であるものについて、関税だけに限りませんが、特に独禁法の違反の疑いがあるような背景があるときは、これをたいていていただく。それからまた、独禁法違反ではないが、これは産業官庁側の問題になつてまいりますけれども、自由化の促進や輸入量の増大、関税率の引き下げといったような問題あたりも、これはむしろ実施官庁のほうでそういう反省をしていただく、こういうことになつてまいりますが、まず公正取引委員会では、硬直的になつてゐるものについては——硬直であることそ

れ自身が、私は必ずしも悪いことであるとは思ひませんが、原因を追及していただいて、各所管官庁と論争していただくことによつて、問題がおのずから明らかになつてくるのではないかと、こういう意味で一つ期待を持っておる項目がございまして。

それから六番目ぐらいにございまして、一般的に、いろいろな設備制限法、たとえば繊維の設備制限法がございまして、これによつて封鎖して操短をやつておる、あるいは勧告操短、公販制度といったようなものを産業政策の必要上やつておるわけにございまして、これがやや硬直化してきてゐるような傾向がございまして、やるときはやつても、やめるときはきりの問題もございまして、その辺については公正取引委員会において独禁法の施行、自由な競争の設定という観点からいろいろと意見を述べていただくことによつて、われわれのほうも実際の政策を進めていく仲立ちになつていく、こういう關係が大体中心かと思ひます。特にこの公取委員会では、さらにいろいろな独禁法の例外規定等がございまして、協定価格等が認められてゐるケースが多いわけにございまして、これを全部公取に御協議して答えを出して認可をいたしておるわけにございまして、その際に特に慎重な態度をとられるというところは当然のことではございまして、こういう時期であるので、特に端的に言えばやかましく見られる、こういうたような点もうたい込んでございまして。

それから歩積み、両建ての問題を特に、どの分類へ入れましたかちよつと失念いたしました。つけ加えまして、そういう角度からもやつていただくことになつております。

○板川委員 十四項目の中で公取に直接關係ある問題は大体五つくらいあります。これは関税引き下げの問題を入れますと、勧告操短などの再検討をしるということとそれから価格協定による値上りの取り締まりを強化し、それから、中小企業金融面の隘路打開のために早急な検討をし、高生産性部門の価格引き下げという問題で、大体五つほどあると思ひます。それに物価を抑制するというのが池田内閣の、政府の当面の重要な施策になつておる、それを担当する主要なところが公正取引委員会。しかも公正取引委員会にそうした使命を負わせて公取取引委員会の強化ということを一体どういふふうに経済企画庁はお考えですか。

○高島政府委員 どうも私が申し上げるのはなほ不適當と思ひますが、今回の予算で人員をふやさなければいかぬではないかという点、確かに先ほど委員長からお答えがあつたように、そういうような点はあつたと思ひますけれども、行政官としての私の経験だけから申しまして頭数をふやしていくということが、必ずしも目的を達するゆゑんではないように思ひます。たとえば私らのほうの役所でございまして、総合的な政策をやりますので、あまり人員の増加その他もそう直接關係がない。ただ地方において相當に実施面が人々要る、それがあつたほうが情報がかまえて行政が円滑にいくという感覚は確かにあつたと思ひますが、その辺のほうはわれわれのほうもそういう方向に公取がいかなれること

は妥當ではなからうかと思つております。ただ特に予算の査定をやりましたわけでもございせんので、はなはだ不明確なことに相なりますが、そういう意味での同情はしているつもりでございまして。

○板川委員 物価対策は経済企画庁が中心、対策の要綱はこうして公取が担当する部分が非常に多い。しかしそういう公取の人数の点は、経済企画庁の管掌事項ではないということになる、実際の物価対策が実質的に進まぬじゃないですか。だから私は経済企画庁がそういう強い物価政策を打ち出して実行していこうというのなら、側面から公正取引委員会の強化というものを——それはもちろんこういふ決定に従つて、その決定を守るために、公正取引委員長あるいは委員会が政府や国会に意見を出すということとは、これは独禁法に當然許されておりますから、それは主として公取の判断に待つてはかはないが、しかしどうも公正取引委員会というのはいままでの公正取引委員会では、委員長以下、どうも社会に対してあつてもなくともいいような仕事をやつておる、あるいは産業の発展を阻害しておるようなふうな思ひ込んで、公正取引委員の（金）任務というものを自覚しないというふうな態度をとつて、公取委員長はその辺をぶらぶらしておるというふうなこともあつた。しかし渡邊委員長になつてからそういうことはないわけですか。どうも独禁法改正というふうな産業界のそういう声に押されて、公正取引委員会の人がこの数年間は縮こまつておるのですよ。もっと公正取引委員会がしつ

か

りしておれば、政府だってこんな物価高で困るようなことはなかったのかも
しれない。しかしようやくここへ気が
ついて、物価政策のために公取の機能
を発揮してもらいたいということで認
めてきた。政府でも認めたのでしょ
う。それなら公取の強化ということ
をひとつ側面から応援してもらいたい
と思うのですが、どうですか。

○高島政府委員 今度の予算で、先
ほど委員長からお話がありました程度
の増員があったわけですが、われわれ
役人が大蔵省へ定員の増加、行政官理
庁へ定員の増加ということで参ります
と、実にその点は、一つの立場ではご
ざいますが、渋いわけです。その渋い
中であの程度のもので認めましたこ
とは、やはり昨年の物価懇談会の答
申、あるいはそれに引き続きまして正
月から現在まで続いております各種の
物価対策のウエート、それらを主計局
当局及び大蔵当局が十分に頭の中に置
いてくれた意識だけは見えておると思
います。どうも人間の増員の話という
のは非常にむずかしい予算折衝でござ
いまして、その辺は、ある一つのポイン
トをやはり頭に置いてやってくれたも
のだと推測をいたしておる次第です。

○板川委員 大体時間ですから、次に
ひとつ大蔵省に来てもらって、総務長
官もきょう来ておりませんから、総務
長官と大蔵省を呼んで意見を聞いた
上で、ひとつ次の機会にいたしたいと
思います。

○二階堂委員長 次会は、来たる二十
五日火曜日午前十時より理事会、理事
会散会後委員会を開会することとし、
本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

